

大津市中小企業共同施設設置等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中小企業者が事業協同組合等を組織して行う共同事業に必要な施設（以下「共同施設」という。）の設置等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって市内の中小企業の育成及び振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「事業協同組合等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び協同組合連合会
- (2) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- (3) 一般社団法人大津市商店街連盟

2 この要綱において「共同施設」とは、事業協同組合等又は任意の商工業団体が行う組合員若しくは会員（以下「組合員等」という。）の事業の共同化のための施設をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による中小企業共同施設設置等補助金（以下第5条第9号を除き、「補助金」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業協同組合等及び任意の商工業団体であって、市長が適当と認めるものに対して交付する。

- (1) 市内に主たる事務所を有すること。
- (2) 組合員等の80パーセント以上（任意の商工業団体にあつては、組合員等の全部）が市内に事業所を有すること。
- (3) 任意の商工業団体にあつては、組合員等が10人以上であり、かつ、当該団体設立後1年以上を経過し、相当の事業実績を有すること。

(補助事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）並びに補助金の額及び交付の条件等は、別表のとおりとする。

(補助事業外の事業)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助事業としない。ただし、市長が特に必要と認めたものは、この限りでない。

- (1) 共同施設を市外に設置する事業又は市外に設置した共同施設を修繕又は撤去（以下「修繕等」という。）する事業
- (2) 利用する組合員等の数が大部分でないと認められる共同施設を設置し、又は修繕等する事業
- (3) 1組合員等の利用割合が50パーセントを超えると認められる共同施設を設置し、又は修繕等する事業
- (4) 補助金の交付を受けて設置した共同施設をその法定耐用年数内に買い換える事業
- (5) 法定耐用年数が5年未満の共同施設を設置し、又は修繕等する事業
- (6) 安全性及び耐久性を有しないと認められる共同施設（建物に限る。）を設置する事業
- (7) 法定耐用年数を経過していない共同施設を撤去する事業
- (8) 中古の共同施設（建物を除く。）を設置する事業
- (9) 施設の設置又は修繕等が市の他の補助金等の交付の対象となる事業

(交付申請書)

第6条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、中小企業共同施設設置等補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書兼収支予算書
- (2) 設計図書、見積書等の工事関連書類
- (3) 定款又は規約の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(決定通知書)

第7条 規則第7条第1項の規定による通知は、中小企業共同施設設置等補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、中小企業共同施設設置等補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(事情変更による取消通知書等)

第8条 規則第9条第5項の規定による通知は、中小企業共同施設設置等補助金交付決定取消通知書（様式第4号）又は中小企業共同施設設置等補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により行うものとする。

(補助事業の内容の変更等の承認申請書)

第9条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、中小企業共同施設設置等補助事業変更承認申請書（様式第6号）又は中小企業共同施設設置等補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）とする。

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更後の事業計画書兼収支予算書（補助事業の内容を変更する場合に限る。）
- (2) 事業変更理由書（補助事業の内容を変更する場合に限る。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(承認通知書等)

第10条 規則第13条第2項の規定による通知は、中小企業共同施設設置等補助事業変更承認決定通知書（様式第8号）若しくは中小企業共同施設設置等補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第9号）又は中小企業共同施設設置等補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第10号）若しくは中小企業共同施設設置等補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第11号）により行うものとする。

(実績報告書)

第11条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、中小企業共同施設設置等補助事業実績報告書（様式第12号）とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業実施状況写真
- (3) 領収書等（明細を記したものを含む。）の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(確定通知書)

第12条 規則第15条の規定による通知は、中小企業共同施設設置等補助金確定通知書（様式第

13号) により行うものとする。

(交付請求書)

第13条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は中小企業共同施設設置等補助金交付請求書(様式第14号)とする。

(一括又は分割による交付請求書)

第14条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、中小企業共同施設設置等補助金交付請求書(様式第15号)とする。

2 前項の交付請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事前交付理由書

(2) その他市長が必要と認める書類

(取消通知書)

第15条 規則第19条第4項の規定による通知は、中小企業共同施設設置等補助金取消通知書(様式第16号)により行うものとする。

(返還通知書)

第16条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、中小企業共同施設設置等補助金返還通知書(様式第17号)により行うものとする。

(帳簿の備付け)

第17条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業完了後10年間、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

2 大津市商店街ライトアップ・シースルー化推進事業補助金交付要綱(平成元年12月1日制定)は、廃止する。

3 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

事業名	事業内容	補助対象経費	補助金の額	補助金交付の条件等
共同施設 設置事業	(1) 地域商店街環境整備事業（商店街の環境整備を図るため、共同施設の設置を推進する事業をいう。）	商店街の環境整備に寄与すると認められる共同施設を新規に設置するのに要する経費 （街路灯、カラー舗道等街路美化施設、アーケード等）	補助対象経費（補助対象事業の実施により収入が生じた場合又は他の補助金等が給付される場合には、当該収入又は給付される補助金等を控除した額。以下同じ。）の2分の1以内の額。ただし、8,000万円を上限とする。	次の各号に掲げる共同施設の区分に応じ、当該各号に定める場合であって、100万円以上の事業に限る。 (1) 街路灯 20基以上を設置する場合 (2) カラー舗道等街路美化施設 300㎡以上（附帯施設を含む。）を設置する場合 (3) アーケード 300㎡以上で防火、耐火構造のものを設置する場合
	(2) 空き店舗活用事業（商店街の空き店舗を、チャレンジショップ（起業を目指す者等が、一定の期間、空き店舗の一部の貸付けを受けて事業を営む店舗をいう。）、観光案内所、ギャラリー、特産物直売所、子育て支援施設、高齢者支援施設、地域交流施設その他商店街の活性化又は地域における課題の解決に資する施設として有効活用することを推進する事業をいう。）	空き店舗の改装工事費（内装及び外装）、植栽工事費及び備品購入費	補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、1,000万円を上限とする。	
共同施設 修繕等事業	共同施設を修繕等する事業	(1) 施設の修繕又は撤去に必要な費用	補助対象経費の3分の1以内の額。ただし、1,000万円を上限とする。	
		(2) 街路灯等（共同施設の街路灯、アーケード又はアーチに設置された蛍光灯その他の共同施設に該当する照明設備をいう。）の光源のLED電球への交換に必要な費用	補助対象経費の3分の1以内の額。ただし、LED電球1灯具当たり5万円を上限とする。	

中小企業共同施設設置等補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)
大津市長

申請者 商店街名
住所
代表者名

大津市補助金等交付規則第 4 条第 1 項の規定により、中小企業共同施設設置等補助金の交付について次のとおり申請します。

補助年度	年度
補助事業の名称	
補助事業の目的及び内容	
補助事業の経費所要額	円
交付申請金額	円
補助事業の着手予定年月日 及び完了予定年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
添付書類	(1) 事業計画書兼収支予算書 (2) 設計図書、見積書等の工事関連書類 (3) 定款又は規約の写し (4) その他市長が必要と認める書類

中小企業共同施設設置等補助金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 

年 月 日付けで申請のあった中小企業共同施設設置等補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第 7 条第 1 項の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	
補助事業の目的及び内容	交付申請書のとおり ただし、 については、 とする。
交付決定金額	円
交付条件	

(注) 補助事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第 5 条第 2 項の規定により補助金交付申請に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

中小企業共同施設設置等補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 

年 月 日付けで申請のあった中小企業共同施設設置等補助金について次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 7 条第 2 項の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	
補助事業の目的及び内容	
交付申請金額	円
交付しないことと決定した理由	

中小企業共同施設設置等補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした中小企業共同施設設置等補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第 9 条第 5 項の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	
交付決定金額	円
取消金額	円
取消後の交付決定金額	円
取消しをした理由	

中小企業共同施設設置等補助金交付決定変更通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした中小企業共同施設設置等補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第 9 条第 5 項の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	
交付決定金額	円
決定内容又はこれに付した条件を変更する内容	
変更をした理由	

中小企業共同施設設置等補助事業変更承認申請書

年 月 日

(宛先)
大津市長

申請者 商店街名
住所
代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった中小企業共同施設等補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

補助年度	年度
補助事業の名称	
補助事業の変更の内容	
変更する理由	
変更の年月日	年 月 日
添付書類	(1) 変更後の事業計画書兼収支予算書 (補助事業の内容を変更する場合に限る。) (2) 事業変更理由書 (補助事業の内容を変更する場合に限る。) (3) その他市長が必要と認める書類

中小企業共同施設設置等補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）
大津市長

申請者 商店街名
住所
代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった中小企業共同施設設置等補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

補助年度	年度
補助事業の名称	
中止（廃止）する理由	
中止（廃止）の年月日	年 月 日
添付書類	

中小企業共同施設設置等補助事業変更承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした中小企業共同施設設置等補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	
承認した変更内容	
承認年月日	年 月 日

中小企業共同施設設置等補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした中小企業共同施設設置等補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	
中止（廃止）の承認年月日	年 月 日

中小企業共同施設設置等補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした中小企業共同施設設置等補助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	
補助事業の変更の内容	
承認しないことと決定した理由	

中小企業共同施設設置等中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした中小企業共同施設設置等補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	
承認しないことと決定した理由	

中小企業共同施設設置等補助事業実績報告書

年 月 日

(宛先)
大津市長

補助事業者 商店街名
住所
代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった中小企業共同施設設置等補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第 1 4 条の規定により次のとおり報告します。

補助年度	年度
補助事業の名称	
補助事業の着手年月日 及び完了年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
交付決定金額	円
補助金の既交付金額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
添付書類	(1) 収支決算書 (2) 事業実施状況写真 (3) 領収書等(明細を記したものを含む。)の写し (4) その他市長が必要と認める書類

中小企業共同施設設置等補助金確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした中小企業共同施設設置等補助事業について、次のとおり中小企業共同施設設置等補助金の額を確定したので大津市補助金等交付規則第 1 5 条の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	
交付決定金額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
交付確定金額	円

中小企業共同施設設置等補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)
大津市長

補助事業者 商店街名
住所
代表者名 ㊟

年 月 日付け大 第 号で交付の確定のあった中小企業共同施設設置等補助金
について、大津市補助金等交付規則第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり請求します。

補助年度		年度
補助事業の名称		
交付確定金額		円
交付請求金額		円
振 込 先 機 関	金融機関名	銀行・信用金庫・農協 支店
	口座番号	普通・当座
	口座名義	
添付書類		

中小企業共同施設設置等補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)
大津市長

補助事業者 商店街名
住所
代表者名 ㊟

年 月 日付け大 第 号で交付の決定のあった中小企業共同施設設置等補助金
ついて、大津市補助金等交付規則第 1 8 条第 2 項の規定により次のとおり一括（分割）請求します。

補助年度		年度
補助事業の名称		
交付決定金額		円
補助金を一括（分割） 請求する理由		
補助金の既交付金額		円
交付請求金額		円
振 込 先 機 関	金融機関名	銀行・信用金庫・農協 支店
	口座番号	普通・当座
	口座名義	
添付書類		(1) 事前交付理由書 (2) その他市長が必要と認める書類

中小企業共同施設設置等補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした中小企業共同施設設置等補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第 1 9 条第 4 項の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	
交付決定（確定）金額	円
取消金額	円
取消後の交付決定（確定）金額	円
取消しをした理由	

中小企業共同施設設置等補助金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした中小企業共同施設設置等補助金について、大津市補助金等交付規則第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり返還を請求します。

返還金	円
返還理由	
返還期限	年 月 日まで
補助年度	年度
補助事業の名称	
交付決定（確定）金額	円
補助金の既交付金額 及び交付年月日	円 年 月 日

（注）別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第 1 9 条第 1 項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。